周防府

松崎天神鎮座考

下

071
1
弐冊

175
1
2

071
1
1988

帝國圖書館藏書之印

宮内省圖書寮藏書之印

松崎天神鎮座考下卷

馬島春三氏寄贈

弘正方撰

山口縣立
15.2.4
萩圖書館

菅原大臣。當周防國府の館よりおくりもる證どもを考ふるよ。先菅家後草よ。讀樂天北牕三友詩の御作よ曰、此御詩一わくり見もて行く隨ふい。既く荒蕪よ到著める上の御作よやと見もるるが如くなれど。然とも合ものわ言辭有り。次々よ云ふづ。然れむ北野緣起と云ふ書よも。共よ御途中の作ともり。又正德の年間よるべし。靈臺寺惠範が作れる畧頌の中よ。當府よ到著め

る事を云て。四月北總三友詩。出防赴西五月中。と云へる也。既く眼る耳有て。當府なての御伝ありと定めさる者あり。此惠範も其以前當社社坊西林坊に住持せ僧なり

白氏洛中集十卷。

中有北總三友詩。一友彈琴一友酒。々與彈琴吾不知。吾雖不知能得意既云得意無所疑。酒何以成麴和水。琴何以成桐播絃不須一曲煩用手。何必十分便開胃。雖然二者交情淺。好去我今苦拜辭。詩友獨留眞死友。父祖子孫久要期。唯嫌吟咏波歌唱。不發于聲以心思。歌唱也。眞に哀に憐なる最上なて。其歌唱なる世間のあぢきなきを思ほをみ堪なふすぢきが故に。

外國の詩を云へども。吟咏をる時もかのづから歌唱に似あるが故に。そこを嫌ひ給ひて聲なも發しなもぞ。唯御心の裏に思ほをぞのりとなり。此の二句なども眞に御心用意のほど推量られて。今時うち見るにも實に哀憐に堪へ難き者なり。然るも實なも歌唱に等しく吟咏し給ふ者なくば。一應もあぢきなく御涙にもむもとぞもふこと有とも。そきに託て御心和さむやうも有るべきを。深く見る人の上をつくろひ給へる者なり。實に小男女の御方々なども。一圖に御力と憑みなへる大臣の。御涙にくきを給ふを御覽じても。いちぐしくきづきく思をべきが故に。萬事御心旌くのみ取りをて給ひなむ御心の中。更に

いと恐し

身多忌諱無新意。口有文章摘古詞。々々何處間

鈔出官舍三間白茅茨官舍も則當周防國府の官舍なり。此官舍に座して長途の

御疇労をも保養しまふそして。日數経まふるまで。
其證次々まふ云ふまで。今は漸々落居給ふる躰まり。
間鈔出まどのとまつるまえ。唯風を待ち浪の荒ぎ
を避けまふまりの間の遠まは非ざるをを知るで
開方雖窄南北定結宇雖疎戸牖宜。自然屋有北牕在。
適来良友穩相依。魚酒無琴何物足。鶯鳥之雛黄雀兒。
鷺雀殊種遂生。雌雄擁護遁扶持。馴狎焼香散華履。
不違念佛讀經時。感應不嫌又不厭。且知無害亦無機。
喃々嘖々如合語。一蟲一粒不致飢。彼是微禽吾儒者。
而我不如彼多慈。雌雄一育立躰を御覧ぜる
まは就て。吾御身上への様を思をるま

て。最初より此白まで。當府の官舎ま坐して則此
長篇を作りまふまでの間の遠まり。燕雀雛兒六々
の言辞ま依て時節を考ふるま。四月より以前まて
え非ざるで。大々五月まも及れる者まてや有む
尚書右亟舊提卯嫡男右少辯高視主の御上をのと
申ま當しと給たざる以前のと
ざを。立りつりのとまつるまり 吏部郎中新著緋
二男式部大亟景行主の 侍中舎香忽下殿三男藏人
御上をのとまつるまり 兼茂主の
御上をの 秀才翫筆尚垂帷四男秀才淳茂
とまつり 主の御上をり 自從敕便
駈將去。父子一時五履離。口不能言眼中血。俯仰天神
與地祇申ま當しと給つる時の遠 東行西行雲漠々。
をのとまつるとのまり

二月三月日遲々。重關警固知聞斷。單寢辛酸夢見稀。
山河邈矣隨行隔。風景黯然在路移。京を離れて當府
御途中の趣どもを次第に平安に到着するまで。
次第のごとくなりて筑紫に到着しつるとも平到諸所誰與食。生及秋風
定無衣。假令此後平安にて筑紫に到着しつるとも
又此、官舍にて。此、長篇を作り賜つる當時にて。立
のつり尚書右丞舊提印云々より。御途中の趣ども
をのごとくいつる首尾をたゝしく合せて結めさせつる
なり。熟く味ふべし。
た。此、二句解べき便無し。平に調度に到れども訓
てた。誰か食を與へんの語解難く。生て秋風に及べ
どもと訓てた更無衣ちゃど無てた。定めてと云ふ字。一
向に聞えめとなり。又秋風に及ぶともとのなつ

る。あとより秋にはしば聞を隔あるまで。衣無らむ
とのごとくなるに。當時厚く重ね着てた堅しおさぐ
る事。おのづから知られて。鷲雀雛兒を育て立つる間
なるべく豫て筑紫の御住ひを思量り仕さ
をなつるに。此府の官舍にて。萬事おぼつかなく
かゝるぞ。國司どもの給仕れる躰も。おのづからに知
られあり。蕘太の後速に御社を建立て。季節月並の
祭費をさへ。長く國衙の營となる善因。既にかゝ
に兆をる者と
なん覺ゆる
古之三友一生樂。今之三友一生悲。同
く三友を親しみあがる。樂天も樂しみ大臣も悲し
みなり。御心の中推量るべし。是を思へば。實に無實
の罪ぞのりをむさぼるべき者も無く。賢人を遠ざ
むと謗言つぞのり思むべき事も世に無くなん
古不同今之異古。一悲一樂志所之とのなつり。是を

主張て當府にての御作なりと思ひ定めらる義は。篇中に官舍とのゝことあつるに。何の國にもとよ。必國府の館にして。且必ず落居給ひて日數經る遠なるに。當府を除てハ。紀伊播磨等よりして。此御左遷の時にさをゝさを給ひしる舊跡なりとて。今時も此大神を祭れる驛々泊々 紀伊國那賀浦藤並莊の天滿宮。播磨國明石の網曳天滿宮。又曾根天神。輩山御腰掛石。津田天滿宮。難原天滿宮。備後國尾道の金屋天滿宮。安藝國沼田の龍天神。當周防國安下莊の天滿宮。熊毛郡光井の天滿宮等最多うしど。大うゝ皆

國府を離れる地のゝにして。且わどと滯留らを給ひしる趣に傳つゝる處。自餘にハ一向に無れど。當地にも國司等深き御由緒有て。國府の館に迎入奉りて。漸々日數を過ごを給ひしる時。社傳及古老家々の傳說等ハ。人口に膾炙うれど更にも云ばを。山城國長岡麥川莊。閑田天滿宮の緣起にも。昌泰四年辛酉正月二十五日左降太宰權帥に云々欲至周防國府之時云々。周防暫留又被遷太宰府云々

と。他國なも遠く聞えて正なる傳說なりけり。此、緣起

吾が殿人中、小路某が家は最古く秘藏るを。鈴木高

鞆が切は瓦望と見くらるまゝを記せり。此、中、小路某

が先祖も。京都飛鳥井家の臣なりもるが。故有て家

は傳つゝりとなり。又野史なも有れど。和漢三才圖

會は。周防國天滿宮と有る條には。菅原相左遷于筑

前、大宰府時。暫留于此云々と云へる由なも見えらり

まゝ叙意一百韻の詩は曰く。生涯無定地。運命在皇

天。職豈圖西府。名何替左遷。貶降輕自苦。駈放急於箭

重く三公の官は堅き。降もくらくらとも。塵界よりも輕き躰は忽は太宰

權帥は左遷とき。且正月九五日左遷の宣旨下りて。

早速は其月の内は京を出立しのなつるなと。寔は

旅よりも急なりと聲へ給ふ。烘赧顏逾厚。章狂踵不旋。

つる勢なりしなるゝ

牛涔皆增穿。烏路揔鵲時。勢を危ぶおをなへる。然も有べきなり。老僕

長扶杖。疲驂數費鞭。臨岐腸易斷。望闕眼將穿。落淚欺

朝露。啼聲亂杜鵑。街衢塵冪々。原野草芊々。傳送蹄傷

馬。江迎尾損船。京を出給ふ。筑紫の空なりて

遥なるおもなる途中の趣なり。傳送

云々江迎云々とのことはつるい播磨、明石はなてい。驛

路をおもなる躰は記し。當周防勝間、浦はい。御船は

と着をなつりと傳つるが如く。陸路をも船路を

も。御心は隨を便利は從ひて堅きなり。如此まバ

追風をのゝ待をなふとて。同湊は日數積るをなふ

樣の事をさく無くして。當府までも速なる躰は

物〻給ひをるまて。京を出立をなつるた。正月、廿九日のよ〻まを見そ。二月の内まや到着らり也ん。彼、勝間、浦まおち〻を。國司等の得閑つきざら〻勢も思ひ合、ときら〻り郵亭餘五十。程里半三千途中の長々きほどをのこおつるまて。餘五十も半三千も唯大凡をのこまへる也

秘駕南樓下。停車右郭、邊當用防、國府の南樓右郭まて。則此、南樓右郭の内まへ入り坐るなり。此邊まへ車駕を停め秘て餘所へ坐をるまい非ざるかとを知るゞ。彼の勝間、浦まへ到着て坐〻きるを聞恐こて。國府より車駕を上りて迎へ奉れる者なるゞ。是を筑紫まへ到着を給つる時のおちゝ〻てた。一つ向まへ聞えぬ内ちゞも有り。次次熟く見徹〻て知るゞき也。おとすり彼地の御住屋た次まも見え。自餘の御作どもまも見た宛然きて。此く南樓右郭まど云ふ邊まゞまあ〻ゞ

聞小閣。觀者滿遐。御由緒省る土師氏の人々の住る當地なれゞ。里民までも。皆此度の御事を聞悲こて。道路まへ迎へ奉れる者なるゞ。最初まへ云へる「天の原あ〻のねさ〻」出る光りまた いづれの沼ゝ寒え残るゞきの御哥た。此、里民ともの躰を哀憐なること見給ひて。然一向まへ加悲こ〻ゝ敬きそ。身まへ憂無き無實の罪なれゞ。即時まへ晴行なん者をと。御心の中まへ慰さめ思ほ〻て詠をなへる者欤。則勝間、浦わ〻りおちなる実景の躰親しき心、地を。又た次の御ゝ〻ども見えこる。往事を談りて慰さめ奉れる村翁どもの心を哀まへ思ほ〻て。そまを對つて作を給へる者まても有べきゝ。國府の邊。則猶勝間、浦なり。嘔吐胸猶逆。虚労脚且戦。肌膚弁孰まても有るゞし。

刻鏤。精魄幾磨研。信病常羈泊。低迷即倒懸。いと思はし懸め躰

より京を出なひて。浪の浮寐。草の枕も譬つん方無かるべくもまど。中々夢の如く過ぎ来なひて。當府の御滯留の中より。漸々御心も落居給ふより隨ひて。旅長途の御勞の増加きるあるべし。真實弥留くれ〳〵とくを給ふまてゝ非ざるべきをれど。然る筋より記すても。人々一向に留め奉れる者なるべし。故初發より國府の客館より留連坐て。長き旅路の御疲労の平快畢なをもを。國司等懇切に給仕る間に々と云へるも。專此の嘔吐胸猶逆とのこまへるより。次きなる或以實帰權の御句おで。ナニ句中の御言より憑て云へる者なり。

村翁談往事。客館忘留連。

どもの懇切に給仕し奉るまゝに。客館なゞら留連をるもとぞとも思ほとで。長く日數を經なつるなり。日數經給をる證も次きも云ふべし。此客館との名つるが。則前の讀北窓三友詩より。官舎三間白茅茨

とのなつる官舎より。則大臣の為より客館なり。紫の官舎なるべ。客館ともものなふをべく。且留連とのなつるより。いよ〳〵御途中なるもとを知るべ。

曾邪勝正。或以實帰權。村翁ともの往事を談りて。慰妖害何由避。恩名遂欲蠲。

移徙空官舎

是則世紫の官舎より。周防國府の官舎より。此世紫の空官舎より移徙坐りとなり。移徙とも。暫く周防國府の官舎を。御住屋の如く定めなひて。然て後より。世紫の空官舎より移徙坐る義なり。まと空官舎とものこまへるも。是おで人の住ざるべき官舎のよ〳〵まて前の客館も。國司等の住る官舎なる對へなつるなり。もとより正帥の居所より坐し給ふべきなるねむ。格別より大臣の為のこまより計るひとる空官舎なり修當朽采掾。荒涼

多失道。廣袤火盈塵。井壅堆沙甃。籬疎割竹編。陳根葵
一畝。班蘚石孤拳。物色留仍舊。人居就不悛。筑紫ゑ移
徙堅る當
分の有樣をのゝとおつるゑて。大鏡ゑ。大貳の居所を
遥ゑ見れども。據の上への尾ゑどの心ゑも非を御覽
ぢやくれゐるゑ古々と見えゝるが如く。都府樓を
遠く隔りて。此く幽なる御住れと知をゝり。此後官
舍、幽趣と云ふ題をも。郭中ハ不得避喧嘩。遇境幽間自
足誇と曰へるが如く。府内を離まゝる地なるゞ(
云々筑紫の御居住の間の有躰の事ども。世間の事。
以前ゑ立ゑつり。以後を及ゑど。百五十句ぞう
連ねゐて終ゑ叙意千言裏。と有て。是ゝゝ御途
何人一可憐と結めゐおおつり
中ゑ滯留ゑを給ひきる大とを熟く知まゝるを。猶

きをやゑ。周防國府ゑりとおぞゑものゝこおそざ
るを。詩語の例ゑれど。既ゑ云へるが如く。南樓右郭ゑ
どのゝこおつるを。必ず國府の躰なる由と疑ひ無
きゞ上へゑ。況や郵亭餘五十とゝものゝこおつるゑ。都
遠ゝゝゐ邊ゑい有ざゝ事明ちゝなるゑ憑て。旅
當周防國府なる客館ゑ留連坐ゑりとを。正ゑ思ひ
定めゝるゝゑり。そもゝく當地の御滯留の事實。ゝと
より國史ゑど云ふ書ゑ記さるゞき事柄ゑ非ざるが

故ゑ。おのづゝ古書どもゑ見えざるを以て。寄ゑ疑しゝ思ふ人も有べきを。此くまで曰ひ置きるゝづかくの御言の葉どもを證文ゑして。今ゑ迷ひを殘さゝと勿き離家三四月ゑゝと曰る御詩も。當府の官舎ゑ坐しまゝきる時の御作ゑなん有りゝる。此詩麗きゝく後集ゑ入て。もとより大臣の御作なるを。羅山文集ゑ是則唐詩人杜甫之作而公亦偶同耳と云れとるゑよりて。世上の人皆其聲ゑ附て。或ゑ御呼情ゑ熟く合つきゞ。物ゑ書つゝなるゝどしゑつるを。後人御自作と心得て。御集ゑ書加へゝる者ゑゆゑなどいつゞ。後集ゑもとより御自撰ゑして。後人の筆を加へゝとる樣ゑ見えるゝゝゑとゑ無きを。最いぶかしきまゝゑ。其證を尋めるゑ。杜甫

全集ゑゑ見えゞ詩の學問深き人ゑ問聞なんとゝるゑも。皆知らゞとゞ云ふなる。恐くくゑ闇記の違ひなるゝ。然て三四月とゑ。大やうゑのことゑつる語ゑゑ有れど。然りとて又一兩月の間をゝて三四月とゑのゑふまゞきまゑて。當國府ゑ坐しまて漸々御心も落居ゑふ間なるゝ。此詩讀北總三支詩の前ゑ入て。大凡左遷の後初發の御作なるゝ。後集ゑをゞて御詠作の順ゑ次第なつる御記ゑなん有りる。是より以前ゑゑ最急ゑ京を出さを給ひるるなゞり。御心も空なる間ゑて。詩歌の御をさびなんどゑ有ゞ。其義次ゑ新古今集を別る下ゑ云んを考へ合はをゞし。此御滯留の間の呼。武光信清家傳ゑ。五月中旬當府を発船給ふと云ひ。又御詩歌の上ゑ就て考ふれゞ。七八月の間

まもや。筑紫まいおもむき著きんと見たるく證有り。
然ても大くく短くも百廿日。長くも二百日まも及
るべき御旅寐の中。若くも百日まも多く余れるま
で。當國府の客館まも堅しまも考る者あり 此くまで長く滯留
堅しつる事左遷の御身まもても。有るべのくめを
の如く。偏なる人も疑まんかとも思つど。現の場御
途中まもて日數經なふ趣見えるる上へも。右も左も
當時まも如何まも止事得まもめ義まて。必然るべ
き理そ有きん。もとより偏頗の所以なくむまも。
何の疑ふべきかとら有ん。眼前の理まも泥むべくく
ぞ。但御滯留長しとて。必御由緒を深むる條も有く
ぞ。又短しとて。既まも御滯留まくくて。深く御心まも誓

をもふとおもくくまも書跡なれぞ。御由緒
まも就て妨有る事無れぞ。牽強て云ふまも有くぞ。唯
當地まも御滯留堅しくくと云ふ事の證どもを考ふ
る因ミまも。何時ぞうりも。當府まも堅して此る詠吟し
給ひ。何時まもでも御途中まも過ぐさを給へて。然る咏作
のおもくつると云ふ趣の見もるくもくもを。思
ひまれるまも隨をて云ふ其も先前の叙意一百韻の
のミなりと知るべく
詩の中まも。陳根蓂一畝と見えるるも筑紫まも堅しく著
ぬる當分の趣どもを述べる邊の御句なるまも。現
まも蓂の陳根有るを見るつる勢なるハ。七八月の間
なる勢なり 五六月も。おど蓂の 花咲きる間なり
おもく一從謫落就二紫

荆。萬死競々跼蹐情。都府樓纔看尾色。觀音寺唯聽鐘聲。中懐好逐孤雲去。外物相逢満月迎。此地雖身無檢繫。何為寸歩出門行。と作るた。筑紫ヨ堅〳〵と最初の御作なるを何時分なるむ。正ヨた云難をしと。中懐好逐孤雲去。外物相逢満月迎。なんどの御句。おのづからヨ秋時の御作なるんとそ見たるる。五月雨の雲の暗間無き時分。六月の空煎るが如く。奇峯なる雲のなごりヨ對たを給ひて。うち出るふべき情ヨた

有ざるべ。因ヨ云む。此の不出門の御作を偏ヨ心得て。當酒垂山の御眺望の御故事ども をさつヨ。有べからくめ事の如く疑おんた。頑なりと云ふべ。太宰た當時殊ヨ嚴重ヨ官人等の數多集つる大なる府すて。自餘の國府とた太く異なり。彼地の御住ひの樣を以て。當國府の御途中なる御故事どもを疑ふべきヨハ非ざ。浪の濡衣日夜無く思ほ。俸給ふを。國司等も見奉り煩ひて。且た心氣の御保養の為彼是とそくのう閑ヨる心ヨ感給ひてた。邊近き山川ヨ臨まをふべのの事。何の悼くとヨふ義ろ有ん。長き御滞留の中ヨた再々堅〳〵きんも知るべ。太宰府ヨて門を出ヨたざ〳〵も。おのづから當府の如く御由緒の人も無く。旅ヨ朝廷を尊ミ恐して。御心を慎まをふべ。ヨこそ有れ。府務を知り名を御身ヨ〳〵たと有ざれた。全躰を共山や彼川やの遊覧ヨ。明〳〵暮さをヨた

んと。猶御心のまゝにあるべきなり。されどこゝ此地
雖身無撿繫とたのみつる者なれ。雲上遠き境まさ
きらゝとさを給ひて。いちゞ駁論の人なれども。位階
猶從二位まおちゝまして。太宰權帥まの勅任しるゝ
る御身をあれうゝこ尋常の人の篤学とあれる列
まの勿思ひ混ゝそ。當國府の御住れの中。酒垂山の御
眺望のこなゝまを。近きまゝまの國分寺ゝも入を給
れしまて。彼寺中まの今時も水鑑井とて存れるを。當
時此井まの水鑑見なをれて。くづりゝ御像を画ゝをみ
つる舊跡まて。此御像を字して水鑑の御影とを申
をなりとぞ云傳る。此御影の事。隆德大平記まの
義猶將軍當社參詣の條まの。國分寺瓦藏の水鑑の御
影を。二度まで盗人の盗ミ出て當社へ持來る事
の有しまに依て。當社へ奉納の事出來つる趣見えて。
終まの當社の宝庫まの納れるを。其後慶長元和の間まの
至りて。吾中納言殿より。表粧を調へて上り給つる

より。今時を神殿まの深く納めしとぞ。御影の樣余
いまゞ拝見奉れるおとを無れど。鈴木高鞆ゲ云、る
樣を聞くまの。高鞆画の道まくもゝ かくねを。是非申
さんも最かしてきれと。尋常の御影とを太く異な
る者すして。袍冠の樣なども古實まの合れて。所謂強
裝束と云ふ者なくを。古色を帯とる事。實まの奇代の
御影と見ちるゝ者なりと云へり。此、大臣画の道まも
甚しう堅しきれだ。自ゝ御筆を深めなれて。懇切まの給
仕る人々の為まの。長き記念とを留めとをんゝる者
なるゝ京を出なれ。より。草の枕浪の涙まの。
拔る事をも忘れなを。當府の御住れまの
聊御心落着給ふ時。何心無く此井まの臨おをなれと
くむまの。有しまに日頃の御疲労まの。舟路の所為さへ加を
りて。有くを影ふもやつれとを給れとりをんをを。
いりまの御心ゝこそて。悲しくも慨さくも思しに日を
んの。又國分寺傳へまの。當寺まて受戒しなゝりを云

ふ說の有るを。不審しき說なれども誰も思ふことなれど
も。此大臣佛の道を信じ給ひしことも。則此間の
御作なれども。馴狎燒香散華。不違念佛讀經。時々日々
ひ。自餘の御作どもなれども見えざりきも。旃檀疑しむべ
き事なれども。病疾の事などなりて戒を受るべ
も。大々も當時の習俗なるべし。大鏡なども。無き實
なれども此罪をらきをふを。恐く思し歎きて。山崎
ふて出家をしめなひてより。そのほどきもめて悲
しきことを多りなど見えて。出家剃髮し給ひきん
ことも最信難く有まじき事なれども。猶佛道を御
心を留め給ひきんことの有きるを憑て云へるなる
べし。鈴木高鞆曰。弘治年中。兒玉元良主。桂元忠主の
奉書に。國分寺領目錄に。戶田郷菖蒲坪五反号傳乙戒領
近年不知行之。雖然於天滿宮御受戒之儀者。于今令
執行候事云々と見えぬ。まことに和漢三才圖會にも。周防
國天滿宮の條に。暫留于此。呂國分寺和尚有參禪受

戒。以此因緣毎年祭禮國分寺僧向神輿授戒。近年神
主與僧謝有確執。此事止ムこと々なと記るせ。後世の
書なるべく古傳に憑る者なるべくや。此地古老の談
にも。昔年の祭式には。國分寺門前にて神輿を少寺
の方へ向こと。顛倒傳へしなり。今時は其式絶とき
ども。毎年神幸の時は。國分寺の僧侶門前に列を正
し着坐て拜をなさるた。然て二ヨた。讀開元詔書の
其餘波なるべしと云へり
御作なるを。是又何時ぞのなくむ知難なれど。延
喜の開元は七月十五日なるまバ。筑紫にて聞し呂を
へた。八月に至りてのことなるべし。猶其次に聞雁
と云ふ題にて。我為遷客汝來賓。共是蕭々旅漂身。歎

枕思量帰去日。我知何歳汝明春とのことおもへるも。彼
地に到着を給ひきる後いくたくも有め間の御伽
みやとぞ見たちる。其も我も此間此地に遷来さる
客そと。方今来きる雁に相對して。諸共に蕭々とる
旅漂の身とたのことおもへるなて御身も既に此地に
月日過さを給れて。
然て後に来あくむ雁に對してのことおもへる語と
ても。解えめなれ有ざれど。ちよなう實情に疎き心
地次も又枕を歌て歸去日を思量きば。同じく此
間来さる旅漂身なして。汝も必明年春帰去ん事定

おもとるを。吾身も何歳に歸去んとも知まぞと
のことおもへる義と見むとこと。ちよなう哀憐深し。此く
紙鳶に咲し著めるる後の御伽ども。秋もやゝ深く
なり中く間の趣覚めるを山のまとびやく雲の
還へ来る影見る時もなほのおもめと伽をなへ
る時節を思ひやるに。水無月の空をだやゝ過て風
の聲烈しき秋の雲居くめ間の景覚める心地を
らきに又霧あちて照る日のもとも見えぞとも身も

おどろかるゝよりゝあるべしやと作を給ふる時節を推考ふるに。後世の如くきそやうに定め難きれど。霧立て照る日とつゞきをなつるに。秋時と定めむを強しるるを非ずと覚ゆるを。是等はあぐ御船中の御作あるに。御船中の御作あること。又既く秋時の趣見るゝに憑て。此國府の御住ひの久しかり御曷の意等。次に云ふ

程を思ひ定むべくもあん。但遠ある御言の葉ともに就て推量り奉まる説なきを。必極めて云ふ

べのゝを。然きとゝ實情實景に對えを給ひての御きさとゝもの中に。此く一二なくを御作ゝに秋時に困る趣のを見えきて。必夏と定むべき趣なるに。一句も有ることと無きを思つゝ。御身の労平快畢ぬ

ゝめ隨に。幼き君等の御上を危ぶゝ思ほして。甚暑き時節をむ。當周防國府に過さを給ひて。漸々涼氣催を時分よりして。辛らゝて蛍に行つる者すして。此く七八月の間に至まる者にても有

むう。吹くと又新古今集雜歌下に是よりも又初発に云る歌
曳の云々天の原云々などの御哥を。其地々々に
この御作なくむと覓めこゝろ義どを論へり

山

あゝ曳のかなこゝろなくこゝに道とあれど都へいざと
いふ人の無き　次々あるも同じく。哥ばを山日月
などに云ふ字どもを配當らまこゝろ。
撰者の所為にて。題詠と云ふ者にて。御哥の
意ども解べき筋無きが上に。此くの一字を題に配て
作るなども。稍後の事にて。新古今集の時代に多
くも聞えぬ也とあり。況や大臣の世に在ては時代
なども。一向に無きはとあるべし　然て此御哥。々の
御意も最初に云へるが如くにて。酒匂山の眺望の世

に勝まこゝろまくに。いとゞ都の空なつかしく詠め
さをへいる者なるべし。然るに何處の山にて作を
へいりとをんも。正なる據無きが如くなれど。此次
一首隔て月にとに云々の御哥いに。必當周防國の西
浦にての御哥なること。其所に云ふべきが如くな
るに合をて。立かへり其前に並べ載らまこゝろ此御
歌又次の天の原云々の御哥。二首共に必當府にて
の御哥なくむと見れ定めちるべき。惣て此集此
巻にのみ最多く此大臣の御哥ばかりを並べ載ち
まこゝろ次第の躰を熟々按ふに。當府の御滯留の間
にて。筑紫に坐しに著める後。明年の秋冬及ての
御哥どもなるを。恐くは大臣のこゝろ書記
置へいる書などの。當時世上に傳をまこゝろ者にて。そ
をが中より抄出さるそのまくに。次第へいる者な
るべし。其義次々に云ふべし。然るに終に麗しく
家集などに云ふ躰に作をさをもむの御下意

なほ〳〵なるべきれど。大のことに詩は御心を盡さを給ひて。萬事懇くし給ふ時節なりきれば。何慶何なる時は作をゐつるなどと。細密なる記しなれば。唯御畠ぶのりを。ものどきなき身は記し置ゐつる者はやはりきむ。然るが故は。詠出まをる御順次などに。つゆも違ひぬ者ながら。御詠まし〳〵、由来由緒の知らまぬ隨は。暫此く山日月などに云ふ字どもを配當て。題詠と云ふものゝ身は取なされとる者なるべ。大鏡は。筑紫にてつくりあつめさを給ひて。後集となづきたらはるる。又をりくの哥かきおくをゐつりきるを。おのづから世はちり聞えなりと見えるる。後集と云へるに。則今時も世上は存る菅家後草はて。をりくの畠かきおくをゐつりきると云へるが。則此巻の御畠どもを。抄採くはるる本書と知るべ。詩の方に。專と御心を因を給ふるが故は。今時も世は存れるが如く。既く選ばれき身は調り行きて。後集

なども題し置ゐつりきむを。御歌の方に二はゐしゐつるが故は。なほ最しどきをきまくなるべし。此くて次なる月ごとは云々の御歌に。必當地の西、浦はての御畠なるべきを。其前なる二首の此、御歌なども、所名も作入ゐねば。いかがの以前なる御歌なくむも。實は知るべかしわを。此くらきなりしる身は當府はての御作なくむと定めて。御事狀は熟く合つるが上は。並べ載たる者を。異所はての御作とをむに。其困る屢無くて大凡謂るべきことなくゐを。殊は當地は到著給ふまでの御勢を思量るは。殊はよりも急なる身は京を出ゐて。鳥路揔鷹鶻などに。世間を危ふまをゐ山時と云ひ。嘔吐胸猶逆などに。身上を労らをゐふ節と云ひ。小男小女をさつは具し給ひて。馴さをゐに。ゐ旅寐の耳狹き隨は。詩歌の御をさとなどに有るべきはあくを。當府の館はかくまして。日數積

らを給ふ間。國司等懇切に給仕る隨に。衛士御心も落着なふに隨ひて。且々詩哥の御情も催さる者に。此間の御作よりして。紙面にも書記し置てんと。思しなれる者とこそ覚ゆれ。後集なるも。當府にて作くをなへる離家三四月云々の御詩。譎中の御作にて最初なるをも思ひ合せて。但し浪の上、荒き枕に浮寐しなふとも。草の莚露々きを作どなふ中なりとも。おのづから哀憐なるもおもしろつくむと然る者にて。彼の明石驛にて。驛長無驚時、變改。一栄一落是春秋と曰るなど。大鏡にも見えたるを。後集に入くめを以て疑しむ人も有るべきれど。御心も空なる時節に。夢の如く日々に捨さる御をさとなれば。更に取出て覧しき詩の列に入るふまじく。又君がをむやどの梢のやくくとかくて。までにかつて見しをやの御哥も。北野縁起に。御途中の事どもを云へる條に。都

も遠く成り行きけれど。心細くや思しけん。北の方へ此くぞ申さを給ひをると有て。大鏡の説も大やう同じく。又山城國開田天滿宮縁起にも。當月防の國府に著なもむとをる時の御作と傳へて。孰れにても御途中にての御作なるべきと疑ひ無れど。是をこそ卧龍なふ御旅寐の様どもを書続をなへる御文の中なる御言の葉なれば。殊更に紙面に書記などもしなふべきが如く。此る類も哥に詩にも猶おもしろきをむを。をべて此間の御作どもを。一向に傳もらめにて有るべき

日

天の原あくのねさしに出る光すをいづきの沼ろと元のこるべき　御哥の意なるべ。上巻よりて。既に云へるが如し

月

月だとよ流るゝと思ひ〳〵増うぐみ西の浦まもとよ
らざりゝの御冒の意。最初より云へるを。又按ふに。曇り
無き御身上を。則月の譬喩へなるべし。
て。當國府に滯留つる間。毎月〻月を見て。此く
曇り無き身の。無實の罪に依りて。流きさらふる
たゝい思ひ詠めり。猶當西浦にも留まりて。弥
遠く筑紫の空さへて流れ行くたゝりけりと。の
こまへるまでも有るべし。此のゝゝ穏なる様に
も聞申。好き方に宜むべし。西浦は田島の最西の極
なる地にて。今時も然呼ぶ地なり。此地今時も衛々
閑作して。田畑を変りあれど。當時は海面なりゝ事。
前にも云へるが如くにて。浦とは最初海面なりゝ時
の名なり。田畑と変る上にて。浦と名づけ来れ

とより有ざるなり。此御冒必當西浦の地を出さ
とゝふ時の御冒なる事。御事狀の上にさへに熟く見
きて紛無き御冒なるを。此く此集に題詠と云ふ
者の歌に取るさまゝゝるが故に。人大くゝに見過を
べく。吾も久しく心を留めざりつるを。更に口惜き
事なり。西浦と有るを。唯廣く西國の海邊の義の如
くにも心得べのくを。必一箇の地名なくとも云ふ
べき詞に有くを。又正しき聞ざきと。宰府邊にも同
名の地有りとゝ云へど。そきにても又次に。彼地に
到着を給はざる以前の御冒どもを。載をゝつる次
第に合はを。且御冒の意。御身と共に流きゆく月影
と見ても。則御身上に譬喩へなつる月影ゝとも。
猶此浦にも留まりて。遠く流き行くたりけりと
歎息なつる意更に合はを。然ては宰府をも過行て。
唐土までもさらへさを給ひけん様に聞ある者
をや。幸代久遠なる隨に。當府に御滯留堅し事實を

た。世間の人漸々知くぞのミなりゆく勢みて。謫中の御詩歌など。多くは皆宰府より御作なるべく。人思ひなして。讀北窗三友詩の御作なと。古くは旨御途中の他と定めなるは。もとより當府よりの御作なるて。筑紫より到着なるは。既く秋及なる間を〻〻申。世上の人あのづからみも知まるが故なるべきを。無下なる近き間となりては。其よりの以前なる離家三四月云々の御作をさへ。皆彼地よりの御をさミの如く。人なりなめるは。古を警ふる心の疎なる故とは云へど。他國の人の上よりては。今時は理なるる勢なり。更に云く。此御哥の四の句。八代集鈔本のミ西のうらと有るハ。うを見誤まるこ

雲

山わのまとびゆく雲の還り来る影見る時はなほ

なのまめ御哥の意。最初は云へるが如し。是又西浦を出給ひて。筑紫よりおもをるまでの間。何地よりても有りなんと云へど云ふべきが如くなまど。猶上の哥ハ並べ載せらまくるは。御哥の意を思ひ量るに。最遠くはおもを間の御作なるべ。西浦を出給ひて。若くは西浦より御繋船し給ひて。上の耳出とは云々の御哥詠を給ひきるながらも。一夜を明さを給ひて。又の日猶同所ハ堅しして詠きらりまんも知るいうらぞ。然るは遠く西の空さして飛行く雲の。間無く又東の元の山端へ還へて來る影を見給ひて。御身上へは警へさを給へる情。いまぐ筑紫の空をば遠く隔てるつる躰なり。且此次ハも猶船中の御作有りて。其は又此日ハ異まる空の躰見るまぞ。然右の如くなるべ。是を又筑紫ハての御作とはて。山わのまを飛行く雲とのこまつる詞。譬喩ハ合はぞ。然ては筑紫よりも。猶遠くおもをる御

身、上への如く聞きさらく者なり。唐人杜審言が不似湘江水、北流と云へるが如く。筑紫みてを唯一國よ東の空さらて飛ぶ行く雲みこそ記ねふづき事なれ。一應西の空さらて行くめる雲の。再度東の空さらして還り来るよ記けなつる情を熟く思ふて。且次よも猶船中の御詠有きむ。ちゝの次第の様すも合れむ。金躰実情実景の躰を熟く味ひ知るづき事なり。大鏡よりも。筑紫よての御詠と記るれど。彼書も例の書置をなつりをる御記の中より鈔採とる者ろとも見ゆまど。唯彼の御記中よ有るを以て。推當よ云へる者と見ゆまむ。一向よも従ひ難し

霧

霧あちて照る日のもとも見えざとも身もまども

きてよるべありやとて。御哥の意此く秋霧の立こめて。照る日の影の見えざるが如く。今時佞臣讒者天の下よ満て。天皇の仁慈の御光を。憑慮とをる時節も有んと。偏よ臣とる道を盡して。恐くも朝廷を恨ミ奉る者など。有るまじき身の行ひもとゞとなり此、大臣朝廷を崇敬し給つる事。此、御哥をなど熟く見れ定めて。彼の法性房尊意ろ室みおちて。奇異しき御面為有を給ひをる者など云へるが如く。後まし き御心よもも坐とざるちとを知るべ。結の御句。よるべあるやとのことまつる詞。以突出なる様よ聞きなさるべきなり。船中なが

雲

花とちり玉と見えつゝあさむくハ雪ふるさとぞ
美よ見えける　是よりも。筑紫よ到著(オハレツキ)めるの以後(ノチ)の師
哥どもなり。冬よ至(ナ)りて詠(ヨミ)こなつる
なり。是より以下(レモ)の御哥の意なり。惣て此書よ事(ムネ)と
用なゝめおとぐもも。新古今集藤麿抄と云ふ書(モノ)よ
委しく云ふべきれ
ど。此書よも畧(ヅ)なり

松

おいぬとて松とみどりぞおとりきるわゞの黒髪の
雪のさむさよ　是も同年同節の
御哥なるべし

野

つくゝもも紫おふる野邊ちあれど無き名悲しむ
人ぞ聞えめ　是も同年、冬より。明年の春夏及(ヨク)ての間
の御哥なるべ
ても。見(ミ)ふべ
き便無(ビナ)し

道

かるのやのをきなりまのと見えつるも人もゆる
さめ若べなりけり　是も同じ

海

海なるぞあるつるあの底までも清き心は月ぞ照らさん

海なるぬ水のようなるを。海と云ふ字を配らきとるは疎なるらいちを何處までも罪無き心の中は。人は知らずとも月ぞ照らして知るらむなきぞ。偏に朝廷を恐き敬ひて座をよりなり。然て此御哥の月は。冬にても春にても。時節を定めての歌をつるには有ざきと。詠出まちる時節の実景の躰を離て思ふに。明年の六月半なる間又は七月の初旬なと。夕月の影涼しきに催ほさきて。詠の出とをつる者なるべしくや。是等若彼書此書の中より抜出らきとらむにはなるとは。月ぞとは云々の御哥の前後なるべき事なるぞや

鵲

ひと星のゆきあひをよりかさくぶのわたしもはをわまをかさなむ

是は明年七月の御哥なり

彼

なるのき本にたつ白波といづきてのらきこわたつこのそこ

是は又明年七月より。明々年二月まての間。何時の御作ならじとも定め難し。此様に先最初は離の哥二首有て。秋冬とのの御哥。又離秋。まとの離なと次第なつること。此集をべての例に合をては不審しき心地をるを。詠出まをる次第を見る時は。御事狀に最熟く合ひらり

右の新古今集は。撰集ぞの中にも清撰にて全

ての躰麗なるく。此くのごと一人の冒を數多く並べ載らまることゝ雖も。並べての例まを違ひて。たゞきなるく ちまるを。如何なる事なるむ。實まの一の御記より鈔出ることゝまく次第々へる事。顕なる見ひ知るく者を。此時まの次第なゞ改めらまるゝかを。本書の来由を一向まの埋まれまるを。此のわるのゝ撰の疎なるも。中々まの奇妙しき幸なりをり。然まゞ新古今集の此巻の首を。後集と一對の御

記すゝて。然をれへゞど幼き君等を具へ給ひて。御心静かなるまゝき御旅寐の間まの。雄々しくも思ほゝ起して記置を給へりをむ御心の未徹りて見なるゝもあれ恐や。此くて方今祭る神三座。中央なるとよを贈太政大臣道真公を嫡男高視王。右を北方吉祥女まなむ座を。其を應長より先以後まの祭を加へるる者欤。猶以前よりの然ぞ有をむを。元来大臣の奉為まの建立へる御社まなて。主宗を祭れるゞ大臣まの座

をゞ故ゝ。彼、記文ゝを唯其、由来由緒をのくし云へる者
ゝても有るゞ。又其列ゝ天穂日命ゝん座を今時
膳供を奉上るゝ。少東方へ筋違へて備ふる由ゝる
も本殿の東方ゝ五社堂と云ふゞ有る中ゝ若宮と
て坐をゞ。天穂日命一説ゝ。土師信真ゝるとも云ひ。又其邊
ゝ地主、社の地とて有るゞ。そもゝるゞくや。二の内
何方ゝらむも知るゞらぬを。是實ゝ往古より祭
きるゝ土師氏の祖神の社ゝて但土師氏の祖神
とて祭きるゝ

出雲、神社ゝるゞき由。鈴木高鞆ゞ考も有り。左右ゝ
土師氏の祖神ゝ。古く祭り来ゝゞ。別ゝ有ゝ者ゝる
ゞ應長の頃ゝゞ。猶爾ゝくゝぞ有をむを。時代移
るゝ隨ゝ。彼、氏人も大九絶ゝるのの時代ゝ至り
て。御社の破壊きるを修造ふ人も無き隨ゝ。菅原
氏の為ゝも祖神ゝるゝ隨をて一ゝ祭りるゝ
者ゝるゝて。然きゞ別座をかまふる迫ゝも及ゞて
神靈ゝ猶本社ゝ坐を奉りて。膳供をのゝ一社の如
くゝ奉きる者ゝるけり　然ゝるを又。當社ゝも。土師
氏の祖神天穂日命を祭れ

る御社なるを。此命天神を堅めが故なり。天滿天神の靈驗異なるを羨みて。いつしか穗日命を齊て。天滿天神と申変るなるべし。なほ云んもあれど恐懼本未遑つり穗日命は堅ざる由。其後なる土師信定の記をるるに少も紛無し然るに土師氏の人々。一向に絶果て後世の事なるべこそ。善かくめ社家社僧等の所為も量り難しとも云ふべきれど。麗き共兵人等の存る時代にて信定殊に在廳より祠職を兼且も従五位下に叙せらるるの身なりて世々祭て来し吾祖神を廃て。他神に混つんを計るべき理有るべからざる。却て今時加へ祭れるべきは後代の所為なる事本條に説るが如くにて。當御社も全く大臣の奉為のみに建立せる事實應長の記文に依て知るべき者ぞ

追考 防府官舎御滞留の事

明暦二年。西道智撰の尊卑分脈一名諸家大系圖に。菅原氏の條を見るに。大臣の御四男に景監主と申をが堅して。そきに期宗主と申を御子一人堅とり。此書にも兼茂主を八男とす。舊風主弘茂主宣茂主淑茂主滋殖主など云ふ御子達堅次るなど。洞院公定公の尊卑分脈一名諸家大系圖とも異なる事多きを。何なる書に依て記とる者にか知らきねど。以後に撰べる書にして異なるも。必別なる傳に依て補へる者なるべし。此景監主周防守にて鑄錢長官を兼なりと見わきバ。遥兼に有るべし正しく任國に下向しなる者と見わるを。其年月の間をも記さざきど。つくづく考ふるに。大臣御左遷の時。既に國府に堅き者にて。此景監主の御許に日數を経なる者なるべし。然考へとる

由ハ。此、主若御左遷の當時京ヨリ坐しとくんみを。高視主淳茂主等と共ニ。流ときゐなりでも得有るまゝき事ヨリて。殊ニ淳茂主よりも兄ニ坐次きバ。無官にて也坐、をゆゝき時ハ有るを。彼、讀北牕三友、詩ヨ。御子等の御上、を曰ひ。御自身を加へて父子一時ニ五處ニ離れと曰へる負ヨ洩きゐるを。既ヨ遠國ヨ坐しつるが故ヨ。幸ヨ同罪の難を免ゝきゐる者有るゞ。然る時も。本書ヨ亡る土師、信貞も分有るとて。若も當地を本貫とする土師氏の人ゝ。京人ヨて家傳の如くあゝむ。旅深き御由緒有る者ヨて。孰ヨしても守を助々て。無ニの懇切を盡とる者とぞ見たるゝ。此て大臣薨逝の明年御社を建立ゐつるヨ。景監主の御心有るゞきも計くへる者ヨて。終ヨ此人の子孫々々御社ヨ奉仕とる事とも有るゞ。然て又此、景監主の御あくへを考ふるヨ。京ヨ帰りゐつる由もきこえず。

任備の當時の躰を思ひ動るヨ。御兄弟皆國々ヨ坐次る時ヨて。世ヨ立交りゐふべき躰ヨも有ざるゞ故ヨ。則當國ヨ留りゐつる者有るゞ。吉敷郡山口の福部天神と申次有るハ。大臣の御子の當國ヨて已くれくとゐつるを祭れる御社なりと。亡傳つる由有るハ。最淳とる說の如くのゝ思ひ居つるを。更ヨ思へバ此主を祭れる者ヨてや有ん。此、主既ヨ父大臣の御社を。當松崎ヨ建立ゐへて孝養の御志ヨ報いて。又御子の期宗主も同じ筋ヨ。父主の御社を山口ヨ建立ゐつる者有るゞくや。此く見る時も。讀北牕三友、詩ヨ。御子等の事を曰へる列ヨ洩れゐつる理も。國府の官舎ヨ迎へゐつる由も。又滞くも此ゐつる趣も。今一段主張て聞ゆる者有り本書の草稿を率とる間。或人の許より大臣の防府ヨ滞留坐しハ。應長の記文ヨ依るヨ。唯一夜の御滞留有るを。其、以後ヨ大臣の御四男ヨ。景監主

と申次が坐して。此主周防守まで下向しゐつる
よ。其頃迫ハ大臣の御通行を送迎とる者も存生
くへ居て。大臣一夜の御滞留の時の御有様ども
語りきるを聞て。此主なん御社をも建立ゐつる
者なるべきと云ひおこちさり。考ふるに。防府御
滞留を唯一夜なりと云へるハ。應長の記文を考へ
誤まる者にて。彼文の義更に一夜のみの御滞留
と云ふ意にハ非る事。本書上巻九四丁に云へるが
如くなる上に。唯一夜のみ御滞留の縁を以て。御
社を建立なれん事も。又うきたりとる議に非ざ
此、或人の論。自餘に大臣の御上を云へるなも。式部
少輔文章博士より。加賀權守を遣兼しゐつる事
の有きるを以て。正しく加賀に御下向の由に定
めて云へる説さへ有りて。そべてまゞ深く考へとる
者にハ非るべく見えたる。隨て。景監主周防に御
下向と云へる事も。先菅原家にてハ。行まりをてた

此なる事なり。其上、讀北牕三友詩に依るに。御四
男ハ淳茂主なるべく思たるゝに就て。此説左右
にいとふのしくハ思ひながら。景監主と申次御子
坐しきる事ハ。さ次がに偽を云ふべきに非れば。
何書に見えていふなる躰に記とるに。細しく
聞をとよと語るひ遣たしつるに。其後一向に答へ
無くして止めるを。今思ふに彼も此、明暦の大系
図に依て云へる者なるべ。いかにも御四男に系
りて。周防守にて鑄錢長官を兼ゐつれば。正しく
御下向なる事論無し。然るを覺逝よりたるに
以後の事と心得とるが故に。專防府御滞留の證
となるべき事をも考へ洩とる者なり。宰府に具
しゐつる小男女の御上を慰めて。作りゐつる御
詩に。衆嫉擁家留諸兄ハ多く謫去と曰ひとるが如く。
生長の御男子ハ。皆大臣の御左遷と共に謫去と
れゐつる由にて。讀北牕三友詩に。御子等の御上、

をも曰へるなり。御四男みゝとその列を洩れなへるそ。既に遠國に下向ゝなりきん故なるべき事。既に本條に云へるが如ゝ

附記

御世系の圖大畧

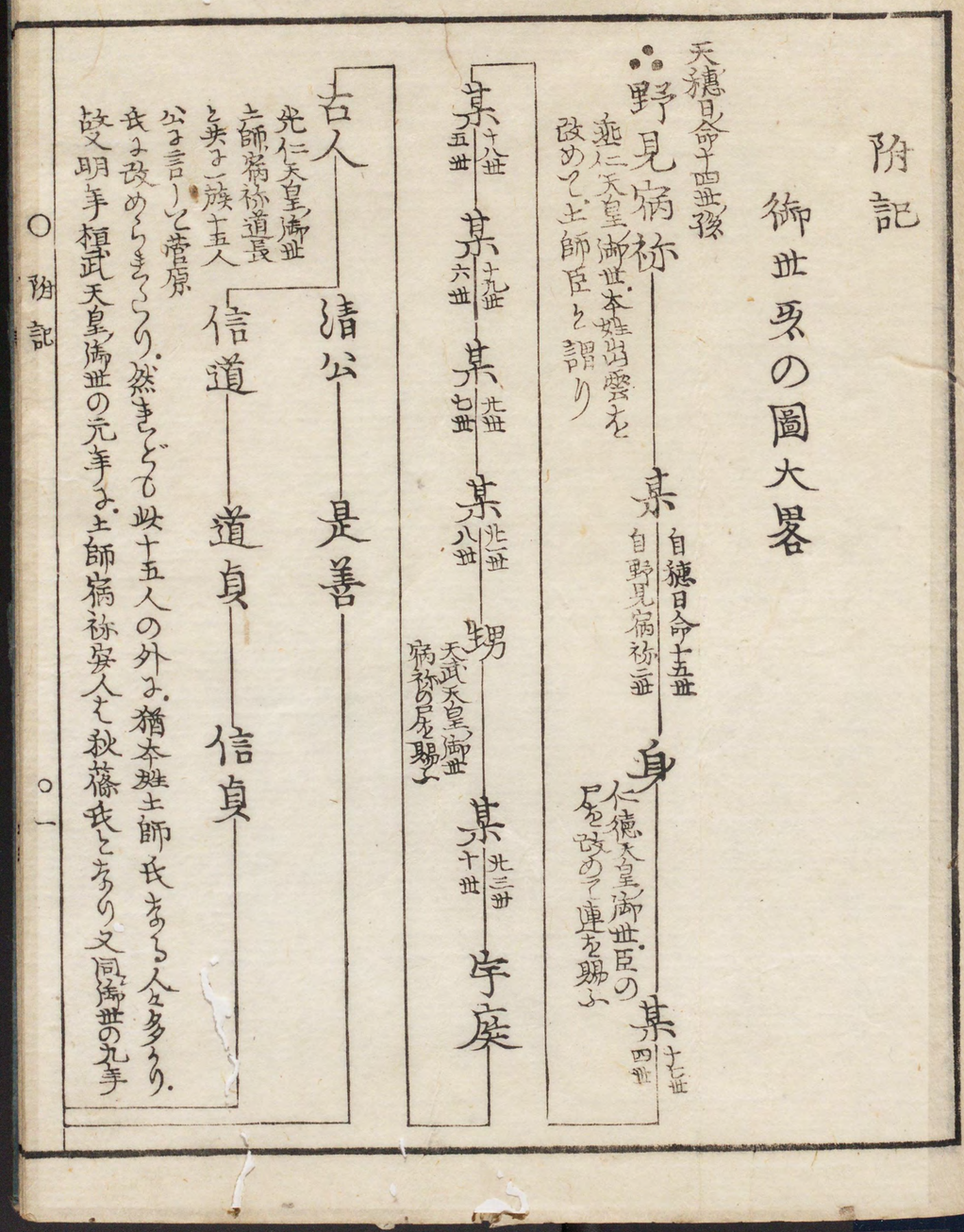

より外祖母土師宿禰を正一位を追贈せられて土師宿禰を改めて大枝朝臣
とゝのゝ其時菅原真仲土師菅麻呂等同じく大枝朝臣とありき菅原
宿禰道長秋篠宿禰安人等は姓朝臣を賜つる事有り此時古人ゝも
朝臣の尸を賜つるなるべし土師宿禰諸士等は姓大枝朝臣を賜ひ
事也見えたり後は音人卿大枝を大江と改められひめ又土師佐波連と云
ふを推古天皇御世より来目皇子筑紫に遣はして殯事を掌と給ひたるなり則
ゝ時土師連猪手と云ふ人を遣はして殯事を掌と給ひたるなり則
此佐波の地を領じて土師佐波連と称したる者なり此人の子孫長く此
佐波の地に留まりたるなるべし中古此地は土師佐波連なる人多くて今も
猶其氏人此地に残れり然きに元来出雲氏土師氏土師佐波氏菅原氏
秋篠氏大江氏皆同祖なりの又野見宿禰の後は石津連と云ふ姓も有り
その外は天穂日命より出たる姓なほ多し但吾が大江氏は別なり

- 道真公
  - 高視
    - 文時
      - 惟熙
        - 宣義
          - 義明
  - 景行
    - 雅規
      - 資忠
        - 孝標
          - 定義

- 兼茂
  - 是綱
    - 宣忠
      - 長宇
        - 為宇
          - 某
- 淳茂
  - 在躬
    - 輔正
      - 為紀
        - 忠貞
- 尚子 典侍
- 寧子 斉世親王の北方
- 衍子 宇多天皇の女御
- 某 筑紫に具し給ふる小男
- 某 同小女
- 在良 二男 唐橋家
- 長成 三男 高辻家
- 高長 五男 五条家
  - 長経
    - 某

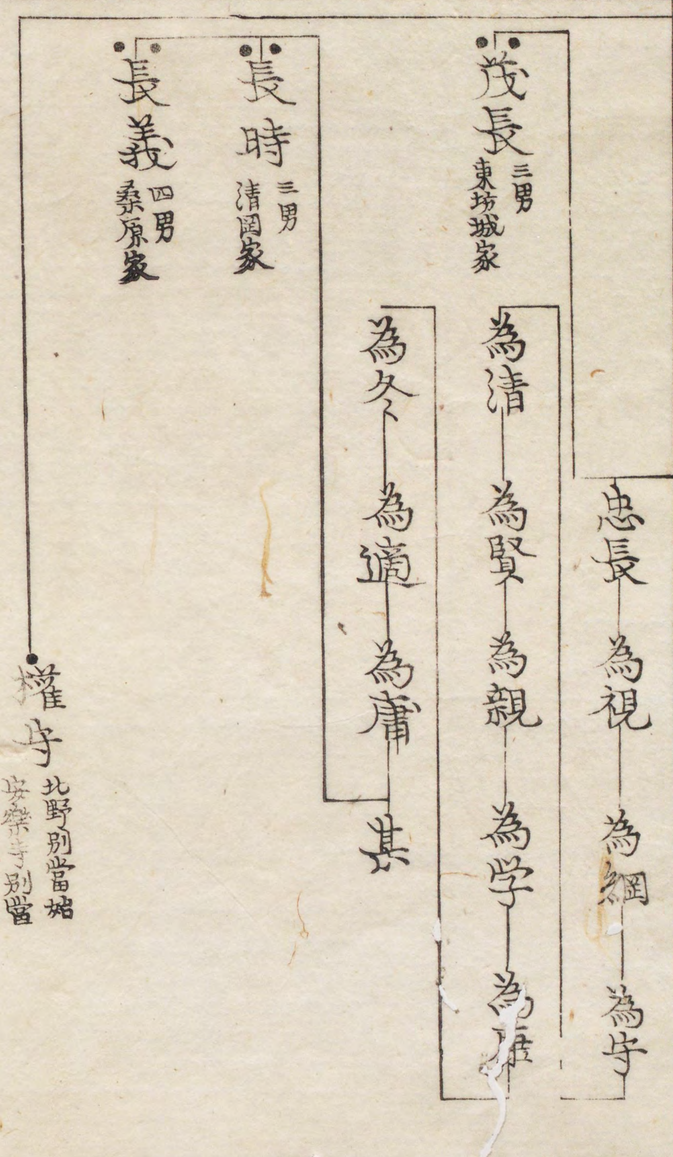

畧年譜

仁明天皇	嘉祥元	某月日生まるゝ是菅卿第三子なり	一歳
	嘉祥二	○此間九年 始めて詩を作りゐ五言絶句なり 都良香の家にて射術を試みゐ人々驚服せる事あり	十一歳
		○此間二年	
文德天皇	天安二	臘月独興七律の詩を作りゐ	十四歳
	貞觀元	刑部福主の為め四十賀の願文を作りゐ	十五歳
		○此間二年	
	四	文章得業生・對策及第等の事此年間あり	十八歳
	八	二月九日下野權守橘ゐ任ぜらる	廿二歳
	九		廿三歳

陽成天皇

	○此間二年	
十二	正六位上	廿六歲
十三	正月廿九日玄蕃助三月二日廿内記ヲ延ヘタフ	廿七歲
十四	正月六日存問渤海客使ヒトリタフ〳〵ルヲ、毋伴長平タフ〳〵ヨリ〻ト同廿六日職ヲ去リタフ、文兵部ヲ輔ヲ延リ民部ヲ輔ヲ遷リタフ	廿八歲
十五	暮秋の頃、神ヲ祈る申有テ越列社ヲ詣タフ	廿九歲
	○此間三年	
元慶元	正月十五日式部ヲ輔ヲ遷リ十月十八日文章博士ヲ義タフ、従五位下ヲ叙ヘタフ、申今年カラ	卅歲
二	藤原基経公ヨカチリテ文德實録の序文ヲ作リタフ	卅一歲
三	従五位上ヲ叙ヘタフ	卅二歲
四	八月廿日父是善卿薨ヒヌ	卅三歲
	○此間二年	

光孝天皇

七	渤海國使裴頲來聘ヒ、五月權ヲ治部大輔の申を行ひて裴頲と倡和ヘタフ、當時蕃客どもヲ接對とら考へとる人々の詩どもを一篇ヒトツ鴻臚贈答詩と名づけ序を作リタフ　賀權守を兼タフ	卅九歲
八	太政大臣職掌の有無の儀文を上リタフ	四十歲
仁和元		四十一歲
二	正月十六日式部大輔、兼文章博士加賀權守を四職て讃岐守ニ左降をられ、四月十日国府ヲおちヘ著タフ　十月十七日五位下ヲ叙ヘタフ	四十二歲
三	七月晩日大ヘく地震ヲ　地震辯を作リタフ 九月京ヨリもの〻タフ	四十三歲

宇多天皇

四	早春更ヲ佐國ヲ赴きタフ　今年早魃、城山神ヲ雨を祈リタフ	四十四歲
寛平元		四十五歲
二	二月任滿テ京ヲ帰りて内殿を申るさまをタフ	四十六歲
三	二月廿九日城人頭ヲ任とら考へ、翌廿日表を上りて辭ヘタフ、ど、三月三日左中辯同九日式部ヲ輔を兼タフ、四月十八日外記を聽さまを、同廿五日重て表を上りて職人頭を辭ヘタフ	四十七歲

四	正月七日従四位下・十月五日左京大夫を兼ねる 五月十日勅を奉りて類聚国史三百卷并目録一卷・帝王系図一巻を附て上りぬ・延喜元年八月奏上の三代実録も既く勅を奉りて時平公等と共に修撰ありしを・彼書成立の期に及びて西府におちつくなり・又新撰万葉集・法名鈔・菅家日記等有ど撰定の年月知らまほしく・又治承策苑十卷・序は文草に見えと考へ・是れいまだ撰定を終ねざるべしとぞ	四八歳	
五	二月十六日参議に成りて式部大輔より式部権大輔に轉し・同月左中弁より左大弁に轉し・三月十五日勘解由次官・四月三日東宮亮を兼ねる 左京大夫を奪りぬつるなりて	四九歳	
六	門生の人々大臣の為に賀宴を設まをす・天皇寵に御使を遣はし文を賜ひ・沙金を贈らせたまふことあり 八月九日遣唐大使に任ぜらる 九月十四日遣唐使進止儀定の文を上りぬ・遣唐使の呼是によりて止りぬ	五十歳	
七	正月十日近江守を兼ね・十月廿六日中納言に昇りて式部権大輔東宮亮を奪り・同日従三位に叙し賜ふ・十月三日東宮権大夫侍従を兼ねる 東宮の令によりて・一時芸首の詩を作りぬ 渤海國使裴頲復来る・勅を奉り鴻臚館に伴て倡和しぬ	五十一歳	

醍醐天皇

八	六月十五日中納言より・権大納言に轉し・右近衛大将を兼ね長者となりぬ・七月十三日正三位に叙し・同廿六日中宮大夫を兼給ふ・左大弁・東宮権大夫・侍従をば奪りぬつるなりて 息女衍子を女御に上りぬ 民部卿を兼ねる・時今年八月廿八日なりて	五十二歳	
九	内覧宣旨を蒙りぬ	五十三歳	昌泰元
二	二月十四日右大臣に任じられぬ・大將如故・餘官は奪ぬ （下・同廿七日三月四日・同廿八日・をば三度表を上りて右大臣を辞しぬ・ども許しなかりぬ・十月五日大臣の職封二十戸の内一十戸を減ちめられむを願ひぬ 八月十六日家集二十八卷を獻りぬ 重陽後朝の宴に秋思篇を作りぬ・天皇叡感の余り御衣を賜ひき・此御衣坑裳にて賞をなひて・恩賜御衣今本文捧持毎日拝餘香と曰ひ・自註に宴終晩頭賜御衣今隨身在昔中・故云と註しぬつり	五十五歳	延喜元
三	正月七日従二位に叙しぬ 同九五日右大臣右大將を辞て・大宰権帥に左遷せられぬ	五十七歳	延喜八

村上天皇

天暦元		延長元		十九	四	三	二
北野御社草創		○此間二十三年 本宮を追復し正二位を贈らせ大富天神と号し給ふ		○此間三年 藤原仲平公安樂寺を造りなる由云傳へたり	○此間十四年 松崎御社草創	二月廿五日太宰府にて薨じ給ふ 文章奏覽の後の御詩ども集めて後集と題し給ふ 菅家後草と云るゞ是なり 此間までの御詩ども集めなる御記有る由なれど今世に傳へたるなし 餘首ぞのり並に載らせたるゞ則此御記の殘缺なる當れる由本書に考へらるゞ如し	八月菊紫に見へなつる小男の君亡給ふ
四十年		九十三年		十八年	薨後一年	五十九歳	五十八歳

一条天皇

正暦四		寛弘元	嘉永二元
○此間四十六年 正一位左大臣を贈らせ相次て太政大臣を贈り天滿天神と申さしめ給ふ	○此間十年 始めて北野御社に行幸ありし	○此間八百四十二年 此書何年と云ふに薨逝の後年あり數つるなり諸社の年祭等も薨逝の當年より數つるゆ故に一年の違ひ有りと知るべし故今より三年を隔て來る壬子の年九百五十年祭に當る	官位昇進等の年序元慶以前の事書ども異なる傳有まじ中に就て正しとうべくもあらぬを擬て記しめ且其以後の事といへども史どもに誤まりとうべくもあらぬを八諸書に考へ合して正しきに就ても記せり然るに其證ども一なる云ふべきにあらざるなれども頗る八しきまじ畧きつまじ此世天年譜の事猶熟く諸書に考へ正して委しく記せるの千ばかりに且筆をおくつる書有り後に又暇有らば別に著すもなし
九十一年	百二年		九百五十五年

○附記

新撰菅大臣家和歌集自註

嗣尚

北海道帝國大學圖書之印

共二冊

馬島氏